

六、現在機関雑誌の収入、支出の内容並に編纂員の優劣

七、第三項及び第四項の役員及び事務員雇入の給料は現在の確實なる収入金の内より第五項の事務費及び機關雑誌の経営費(収入金を引きたる不足金)を引去りたる残額を以て之れに割當つること

役員は收入不足の場合は収入金より主事以下事務員備人の給料及び第四、第五、第六項の費用及び

積立金を引去りたる残額の割當にて満足し何等の苦情を申出でざること、し絶対に異議なきや

八、現在各團體の役員多數に過ぎ之れを悉く新組合の役員として取容すること能はざる場合に於て其の取容に減じたる人々に於て絶対に異議なきや

九、創立費の豫算金額及び其の財源如何

十、第四項の役員配置の豫算案如何に拘らず役員の任命配置其の他一切の人事及び業務に關しては全

部組合長に一任することに對し絶対に異議なきや若しあらば其の意見如何

十一、組合は我海運を根據こし至誠一貫主義の下に海員としての資格を充實し以て會員の幸福、生活の安定及び地位の向上を計るを以て目的とするの方針を執ること、し苟も輕舉妄動を敢てせざることを以て信條とし異議なきや

十二、組合の定規は前項の信條を以て立案することに異議なきや

十三、組合の役員は第十一の目的を遂行するに當り之れを實踐執行的に實現するの自覺と自信を有する人たるべく苟も人格及び物質上に關し社會より指揮せられ (2)一般海員の信望を傷け (3)組合事

業の發達を妨ぐるが如き心得乃至行爲あるべからざることに於て一致するや

十四、組合長は一切物質上の援助を爲す上に於て何等の準備なく且つ又之れに對しては絶対に反対なることに異議なきや

以上各項は單に實行委員の意見のみならず各團體に於ける意見として伺ひたる外に各役員間及び本部支部出張所の關係は組合規約の定むる處に依り完全なる秩序と協調を保つこと

組合の役員及び組合員は全力を以て一致協同し本組合の成立發展に對し誠實ある努力を捧げ苟も組合の目的並に利益に反するが如き行動を爲さること第八項の組合役員の定員に列せざる人々にして尙ほ且つ組合外に在りて組合の成立及び發展に盡力し決して反対の行動を執らざるの誠意ありや 以上

大正十年二月十七日能野丸機關部員一同より金貳百圓を贈與せらる依て左の領收書並に禮狀を送る

領收證

一金貳百圓也

右金額日本海員組合創立費トシテ御寄附被下正ニ拜受仕候也

大正十年二月十七日

神戸市相生町五丁目五六七

日本海員組合創立事務所印